

第2次いのち支える恵庭市自殺対策計画の策定について

1. 計画策定の背景と目的

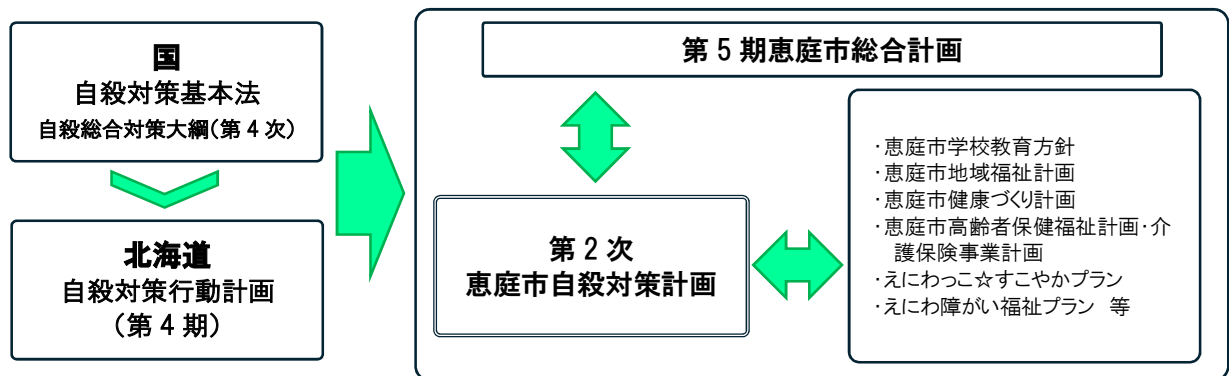
国が策定する「自殺総合対策大綱」の趣旨に沿い、令和元年度より「いのち支える 恵庭市自殺対策計画」を策定し、効果的な自殺対策の推進に取り組んできました。

この度、本計画の終期を迎え、現行計画の評価及び「第4次自殺総合対策大綱」で更なる強化とされた「子ども若者」や「女性」に対する新たな課題を踏まえ、「第2次いのち支える恵庭市自殺対策計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

「いのち支える 恵庭市自殺対策計画」は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、恵庭市における実情を勘案して定める自殺対策の計画です。国が定める「自殺総合対策大綱」および北海道が定める「第4期北海道自殺対策行動計画」の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、恵庭市総合計画、恵庭市健康づくり計画など他の関連する計画との整合性を図りながら推進します。



3. 計画の期間

計画期間は、国の計画期間等を考慮し、令和7年度から令和15年度までの9年間とします。

4. 計画策定のスケジュール

令和5年 9月	健康づくり・食育に関するアンケート調査(実施済)
令和6年 6月	厚生消防常任委員会報告
令和6年 8月	第1回恵庭市自殺対策庁内推進会議にて計画策定について説明 第1回恵庭市自殺対策ネットワーク会議にて計画策定について説明
令和6年11月	第2回恵庭市自殺対策ネットワーク会議にて素案提示
令和6年12月	厚生消防常任委員会報告(素案提出)
令和7年 1月	パブリックコメントの実施
令和7年 2月	第3回恵庭市自殺対策ネットワーク会議にて成案審議及び承認
令和7年 3月	厚生消防常任委員会報告